

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、舞鶴市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、舞鶴市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 舞鶴市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年3月31日までに、舞鶴市が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しをここに貼付するか、申請書に同封して提出してください。



振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

（２．受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

申請される方の本人確認のできる書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写しをここに貼付するか、申請書に同封して提出してください。



本人確認書類添付箇所

※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等